氏 名 濱 真理

学 位 の 種 類 博士(経営学)

学位記番号 乙第5号

学位授与年月日 2021年9月16日

学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当(論文博士)

学 位 論 文 題 目 公共政策の合意形成過程

―廃棄物処理施設立地をめぐる市民・行政・第三者のあり方―

論文審査委員 委員 教授 阿部太郎

委員 教授 小林甲一

委員 教授 木船久雄

委員 教授 皆川芳樹

### 1. 論文の概要

本論文は、地域における廃棄物処理施設をめぐる紛争を中心とした分析を通じて、迷惑施設立 地政策の合意形成のあり方を研究したものである。その射程は、地域における紛争を伴わない公 共政策にも及んでいる。

論文の主張を要約すると次の通りである。人間はロールズ的正義意識やそれにつながる利他の性向を持っており、人やその集団は、そのような性向に由来して新たな気づきにより反省を繰り返し、変容していく。したがって、当初は利害が対立する公共政策にあっても、究極的にはステークホルダーが変容することにより、やがて合意を形成していく。その際、公平な第三者は、合意形成を促進するような役割を果たす。

本論文は、ステークホルダーの変容に着目するという動態的な分析、考察アプローチを採っていること、さらに、第三者の果たす役割を解明したところに新規性がある。

## (各章の概要)

**序章**は、合意形成に関する先行研究をまとめながら、執筆者の問題意識や分析視角を明らかに している。

- 第1章は、廃棄物処理施設の立地にかかわるステークホルダー間の対立や対話、合意の事例を 紹介しながら、「合意形成への合意」の段階が存在することを明らかにしている。
- 第2章は、合意形成の過程における第三者の役割を中心に議論を展開している。紛争を伴う合意形成に関する既存研究では第三者を視野に入れたものは少ないため、より広範な領域の先行研究や事例のサーベイを行い、第三者の重要性を明らかにしている。
- 第3章は、ステークホルダーとなる市民・住民について分析している。まず、市民が学習により変容することを明らかにしている。また、市民のうち社会的弱者と言われる立場にある人々についても取り上げ、そのケアの必要性や担い手について論じている。
- 第4章と第5章は、しばしば市民・住民に対峙するステークホルダーとなる行政について分析している。ここでは、行政の変容が市民のそれと異なる面があり、市民への応答や社会規範の変化に伴い緩やかに変容することが明らかにされている。さらに、行政の政治性と、首長や地方議員といった政治アクターが合意形成に及ぼす作用についても考察している。また、第3章で取り上げた、社会的弱者の立場にある住民に対する行政によるケアのあり様についても、論じられている。

**終章**では、これまで個別に分析した市民・住民、行政、第三者が、社会とりわけ地域社会において合意を形成していく過程を、将来のモデルとして提示している。そのモデルは、地域経営のあり方を示すものでもあるとされている。

#### 2. 本論文の成果

廃棄物処理施設のような迷惑施設の事例を取り上げた研究は、いくつかの先行研究を見ても、 それぞれが対象とする事例数が限られている。それは、取り上げるサンプルが少ないというより も、そもそもその母集団がそれほど大きくないことによると考えられる。

そこで、論文を評価する際に、次の二つの観点が重要になる。それは、事例分析にとどまることなく、先行する各種諸研究を関連分野も含め広範にサーベイし十分読み解いているか、また、 執筆者独自の見解に到達しえているかといった点である。これらの観点からみると、本論文は以下の点で評価できる。

### ① 住民の変容に関する分析

事例分析から、公共政策をめぐり激しく対立する状況にあってさえ、合意形成の過程において、 ステークホルダーである住民が学習により変容していくことが明らかにされている。なお、予備 審査に提出された段階においては、住民の変容の作用因が学習であることは示されていたものの、 そもそもなぜ住民が学習や変容を開始しうるのかについては曖昧な面があった。予備審査過程に おける指摘を受け、合理性に加え正義や利他志向という人間の持つ性向が変容の源泉であること を明確にするに至り、理論が補強された。

### ② 行政の変容に関する分析

住民の変容については理論的考察を展開しているのに対して、行政の分析は、もっぱら実例の 観察と先行研究の成果をまとめたものとなっている。そこから得られた結論も、先行研究とほぼ 同様のものである。すなわち、外部環境に合わせて行政は変容する。

本論文における独自性は、行政内部の意思決定過程に立ち入り、しばしば個々の職員の意識にも触れながら分析している点にあろう。また、行政が政治性を有するという指摘も、行政学においては目新しいものとは言えないが、合意形成研究としては看過されてきた点である。先行研究では、行政の政治的行動と政策執行活動の区分が、十分認識されてこなかった。

## ③ 第三者の有効性に関する指摘

合意形成過程における第三者概念の導入と、それを踏まえた多角的な分析は注目に値する。上記①で記した、合理性と正義や利他性という人間の特性を確認したことにより、第三者の機能がなぜ有効であるのかに関して理論的な説明が可能となっている。つまり、第三者の登場が、紛争当事者が本来心の中に持つ「公平な観察者」を駆動させるきっかけとなるのである。

## ④ 合意形成の場に参加する以前のプロセスの確認

従来、公共政策の合意形成は、合意形成の場の設定がそのスタートラインであるとされてきた。 それは、研究の面においても、政策実践の面においても当てはまる。「合意形成への合意」の段階 と執筆者が呼ぶそれ以前の段階の重要性の指摘は、とりわけ政策担当者への警鐘として意味を持 つ。

# ⑤ 地域社会における合意形成のあり方の描出

考察全体のまとめとして、ここまで分析してきた個々のステークホルダー等が地域社会で合意形成に至る過程をモデルとして提示している。これは、協働による地域社会の経営のあり方を考えるにあたり有用な知見を提供するものである。

# 3. 残された課題

#### ① 公共政策の合意形成研究としての対象領域の拡張

公共政策は、地域にメリットをもたらすだけでなく、その副作用ともいえる受苦といった費用を伴うことが少なくない。本研究は、そのようなタイプの公共政策に焦点をあて、分析、考察したものである。しかし、合意形成が必要な公共政策はそのようなものばかりではない。原子力発電所の立地は、別のタイプの公共政策の典型的な例である。発電された電力は広域に便益を提供し、特定の地域に排他的に便益を及ぼすものではない。一方、発電所のリスクを大きく抱え込む人々は限られた立地地域の住民である。このような受益と受苦が乖離するタイプの

合意形成への研究領域の拡張が期待される。

また、執筆者が取り上げた事例は、日本とカナダで、いずれも先進国である。廃棄物処理施設の例では、今後建設が進むのはむしろ途上国である。さらに、途上国で建設、開発されているものは、 廃棄物処理施設だけではない。先進国の需要を満たすための生産、加工施設等には、とりわけ注視 する必要がある。

このような意味で、途上国における望ましい合意形成を対象とする研究も重要である。本論文は、 社会的弱者にも焦点を当てている。先進国との関係において国際政治や経済の面で弱者の立場に立 たされているのが途上国である。さらに、途上国の中において、弱者の位置にある住民が多々存在 する。グローバル経済のネットワークのもと、先進国の消費者は、しばしは途上国住民の被害にお ける加害者となっている。途上国の弱者住民の権利保障と厚生向上は、先進国に住む者にとっても 責任を分有すべき重要な課題である。途上国を視野に入れた研究は、先進国の研究者にこそ求めら れている。

# ② 地域経営研究の発展

終章において執筆者も認識を示しているように、地域における各主体の合意形成の形を探り描く研究は、地域経営のあり方の研究といえる側面を有する。本論文は、しばしば紛争に至るような政策に関する合意形成のあり方を取り扱っており、そのような研究も上記①に指摘したようにさらなる充実が求められている。それと同時に、必ずしも紛争を伴わない、より良い地域をつくっていこうとして各主体が協働して取り組む地域経営のような分野においても、研究の拡張、発展が望まれる

本論文では、行政に二章を割いて、詳しく分析をしている。地域経営において、行政は不可欠といってよいほど重要な主体である。地域における行政のあり方については、とりわけ研究の進展が 期待される。

#### 4. 結論

本論文は、公共政策の合意形成について個々のステークホルダーに関し詳しく分析したうえで、 地域社会における合意形成のあり方に至るまで総合的に考察したものである。その中で、説得性の 高い独自の合意形成の理論と政策が体系的に提示されている。

個々のステークホルダーの分析は、事例の調査から始まる。大きな紛争に至ることになった事例 においても住民の変容を観察できたことが、論文の考察の展開に大きな意味を持った。この観察し た内容を先行研究や諸文献をもとに解釈することにより、公共政策を主体的に担いうる住民像が明 確となった。

行政についても、執筆者が行政実務において培った分析眼を通して、事例と文献を素材としなが ら、その実像に迫っている。行政の解明には、行政学をはじめ政治学や各分野における政策的研究 など、さまざまな角度からの多様な研究を必要とする。単純な行政像の提示に終わらず、多角的なアプローチにより行政の実体に切り込んだ本研究を評価したい。

さらに、本研究は、このような行政や市民・住民を地域社会という舞台に立たせ、これらの主体 が合意形成を達成する姿を描いて見せ、対話と学びを通して成長する主体という主題が提示されて いる。その理想型の実現可能性については、理想型であるがゆえに簡単ではないが、目指すべき目標を提示したという点を評価したい。

本論文が志向する協働社会の形成に向け、第三者の役割に光をあてた点も特筆される。第三者の 存在は、着実な地域社会づくりを目指す本研究の主張を補強し、理論と政策の実現可能性を強める 効果をもたらしている。

なお、博論の予備審査過程を経るなかで、先行研究の分析についても充実が見られた。その結果、 考察の枠組みがより明確となり、論文の主張を鮮明にすることとなったことを付記しておく。

以上により、本論文は、博士論文審査の基準を満たすと評価する。